地域防災計画素案についての意見募集

町では、現在、地域防災計画の改訂作業を進めています。このたび、地域防災計画の素案がまとまりましたので、素案に対する意見・提案を募集します。

主な改訂点

全体的な改訂

・町及び各関係機関等の組織改正にともない、名称及び所掌業務等を変更

地震災害対策編

第1部　総則

・活断層について新たに記述
・各関係機関の実施責任、町民及び事業所の基本的責務等について新たに記述

第2部　災害予防計画

・ライフラインの整備に関する記述の充実
・消防力の基準の改正を踏まえた強化方策を新たに記述
・ボランティアの育成について町と県の役割に応じた記述の充実
・津波における避難対策について新たに記述
・避難計画に避難所運営委員会の事前設置を新たに記述

第3部　災害応急対策計画

・本部設置及び職員の動員基準の震度判定に関する記述の整理
・要避難地区の見直しに基づき広域避難場所の変更
・指定避難所の変更及び災害時要援護者の避難所を追加
・物資受け入れ港の確保として大磯港の位置付けを明記
・被災者等への情報提供、相談、物価の安定等について新たに記述
・建築物応急危険度判定及び宅地危険度判定に関する記述の整理、充実
・応急危険度判定士に加え被災宅地危険度判定士について新たに記述

第4部　災害復旧計画

・被災者生活再建支援制度に関する記述の充実
・復旧計画に関する記述の充実

第5部　東海地震に係る事前対策計画

・東海地震関連情報の発表体系の変更にともなう修正

風水害等対策編

第1部　総則

・計画の主体とその役割について新たに記述
・地すべり及び崖くずれ災害予防計画における危険区域内の降雨量の測定方法を変更

第3部　災害応急対策計画

・注意報、警報の種類及び発表基準の変更
・注意報、警報の地域細分の変更
・水防組織体制の変更
・災害の拡大防止と二次災害の防止活動について新たに記述
・避難所開設の周知について新たに記述
・避難所の運営について新たに記述
・避難所の変更及び災害時要援護者の避難所を追加
・被災者等への情報提供、相談、物価の安定等について新たに記述

計画素案の意見を募集

▼計画素案の閲覧
役場1階と国府支所の町民情報コーナーで閲覧できます。

▼募集期間
12月1日(木)～27日(火)

▼意見の提出先
防災対策担当(郵送・持参・FAXまたは電子メール)
・郵送　〒255－8555
大磯町東小磯183番地
・FAX(61)1991
・電子メールは町ホームページの「町政への意見・提案」から送信
なお、様式は問いませんが、いずれの場合も連絡先を明記してください。

◎問い合わせ
防災対策担当　☎内線241

地域みんなで救助活動

阪神大震災では、建物などの下敷きになり、生き埋めになった人のうち、消防や警察に救助された人は20パーセントあまりで、隣近所で救助した人の生存率は約80パーセントでした。

このことからもわかるように、救助部隊を待たずに、隣近所で一刻も早く救助することが求められます。

町としても地震発生後、少しでも早く災害対策活動を開始しますが、一人でも多くの人を救助するためには、地域一体となった救助活動が重要です。

ただし、救助活動を行うときは、余震等で救助者が救助される側にならないように充分な注意が必要です。

◎問い合わせ
防災対策担当　☎内線241

健康づくりのために寄付

長年にわたり、保健・福祉のボランティア活動をされている田之上冨美子さん(高麗)から次のとおり寄付をいただきました。

世代交流センターさざんか荘へ
・スタッキングチェアー25脚
・台車1台

今後皆さんの健康づくりに活用させていただきます。

◎問い合わせ　子育て介護課
☎内線308